

損害項目	東京電力への直接請求での基準	比曽地区集団申立てについてのADRの和解基準
建物	① 建築時の価格から48年間で価値が20%まで低下するという考え方で財物賠償額を算定 ② 中間指針第四次追補の住居確保損害については、「移住の合理性」は自己申告で緩やかに審査すること。 母屋と同一所在の建物については、48年間で価値が80%までしか低下しないという考え方で住居確保損害を算定。 ただし、賠償を受けるためには、実際に移住先を決め、建物を新築する等して実際に金員を支出することが必要。	移住の選択も合理的判断の一つと認められれば、住居確保損害を含む賠償が認められる(建物新築が未了でも現金で賠償)。 日常生活利用建物は、想定新築価格から48年間で価値が80%までしか低下しないという考え方で賠償額を算定 想定新築価格は、平成23年福島県平均新築単価158,800円／㎡×床面積 or 固定資産税評価ベースの東電賠償額からの割り戻し計算のいずれか高い方で算定。 日常生活利用建物以外の建物は、原則東電基準で算定(全損)。
宅 地	①財物損害は宅地の固定資産評価額の1.43倍 ② 中間指針第四次追補の住居確保損害については、移住の合理性は自己申告で緩やかに審査すること。 計算式は、{ 従前の宅地面積(上限250㎡)×38,000円／㎡－従前の宅地面積(上限400㎡)×従前の宅地単価 }×75% 居住制限区域については帰還困難区域の75%に抑えられる。 ただし、賠償を受けるためには、実際に移住先を決め、土地を購入して実際に金員を支出することが必要。	移住の選択も合理的判断の一つと認められれば住居確保損害を含む賠償が認められる(移転先の土地購入が未了でも現金で賠償)。 その場合、従前の所有土地に対する財物損害(東電基準により、固定資産税評価額×1.43)に、以下の金額を加算する。 (移住先の土地単価－従前の所有土地単価)×250㎡ * 250㎡とは、移住先での平均的な宅地面積(中間指針第四次追補の採用する面積) * 移住先の土地単価は原子力損害賠償紛争審査会資料(地価公示、地価調査ベース)中、移住した年度の数字を採用する。 * 従前の所有土地単価は、東電基準(固定資産税評価額×1.43)。
田畑	東京電力の基準に従った賠償 (例えば比曽では、田:500円／㎡、畑:350円／㎡程度)	東京電力基準 ただし、価値減少率は72／72(全損)。
農機具	償却資産として帳簿に記載していれば10年間で価値が27.65%まで低下するという考え方で賠償額を算定 償却資産として帳簿に記載していなければ、数に関係なく10万円のみ	基本的に30年間で価値が購入金額の27.65%まで減少していくという考え方で賠償額を算定 トラクターについては40年間で価値が購入金額の27.65%まで減少していくという考え方で賠償額を算定 取得価格が10万円未満のものについては、30年間で価値が購入金額の70%まで減少していくという考え方で賠償額を算定 3年以内に購入したものは、取得価格の100%の額を賠償
野菜・米の自家消費ができなくなったことによる食費の増加	認められない	4人以下の家族 米・野菜 年12万円 米のみ 年4万円 野菜のみ 年8万円 5人以上の家族 米・野菜 年18万円 米のみ 年6万円 野菜のみ 年12万円
水道代の増加分	認められない	一人あたり月額1500円 * 増加分の実額が証明できる場合にはその金額
光熱費・通信費の増加分	認められない	領収証等により増加分が証明できる場合は、増加分を賠償。
交還費の増加分	認められない	基本的に一家族月額1万円 領収書等でそれよりも多いことを証明できるときはその金額
一時立入費用	原則、1月に1回のみ東電基準で認める	各月の1回目は東電基準 月2回目から10回目は、福島県内:車1台につき片道1回3000円、福島県外:車1台につき片道1回5000円 月11回目以降は、実費相当額。 * H26.3以降は、月1回目は往復5000円、月2回目以降は実費相当額。
日常生活困害慰謝料	避難所 月12万円 それ以外 月10万円 慰謝料増額は、要介護状態にある等の場合に認められるが、月1～2万円のみ	基本的に 避難所 月12万円 それ以外 月10万円 ただし、以下のような事情があったときは月3万円～6万円程度の増額が認められることがある。 ・ 要介護状態にあること ・ 身体または精神の障がいがあること ・ 重度または中程度の持病があること ・ 上記の者の介護を恒常的に行ったこと ・ 懐妊中であること ・ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと ・ 家族の別離、二重生活等が生じたこと ・ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと
被ばく不安による慰謝料の増額	認められない	妊婦・18歳以下の子供 一人80万円 それ以外の方 一人40万円 * H23.3.15以降の線量が高くなった時期に、比曽地区に滞在した人を対象にする。 【長泥では東電も和解案受諾、巖平では東電が和解案拒否】
自宅に残した家財道具	東京電力の「居住制限区域」の基準に従った賠償	基本的に東京電力の「帰還困難区域」の基準による(比曽地区は居住制限区域) 高額家財の存在等を考慮して増額が認められることがある。
お墓	墓石等を修理する場合に、上限33万円 墓石等を移転した場合に、上限150万円(実際に移転することが必要)	取得価格が不明な場合、150万円前後が現金で賠償される
井戸	原則、1基18万円	原則、1基40万円
弁護士費用	認められない	原則、他の損害額の3%が弁護士費用として加算される。